

商品概要説明書

目的ローン（オリコ保証）

(2026年4月1日現在)

商品名	目的ローン（月払方式）
ご利用いただける方	<p>○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上最終償還時の年齢が 76 歳未満の継続して安定した収入のある個人および個人事業者。但し、車両購入及び免許取得費用については、満 18 歳以上の取扱も可とします。</p> <p>○株式会社オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 JA が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○資金使途が明確なもの。但し、事業性資金は除きます。</p> <p>他金融機関の自動車購入資金に関するローンの借換え資金（直近 6 ヶ月以内において遅延のないもの）</p>
借入金額	<p>○申込者 1 名について 10 万円以上 1,000 万円以下（1 万円単位）。</p> <p>○借換え対象ローンの残高以内とします。</p>
借入期間	○10 年以内
振込指定	<p>○資金使途証明書の記載先口座へ申込人名義で直接振り込むものとします。</p> <p>但し、50 万円以下の車検・修理・用品・運転免許証取得費用及び諸費用で（株）オリエントコーポレーションが認めた場合は、振込指定免除も可とします。</p>
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。</p>
保証料	<p>○年 0.65%～年 1.55% 後取り方式（毎月払い）</p> <p>※マイカーに関する資金使途のみ保証料率 0.65%からの段階審査とします。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式【毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内（1 万円単位）】のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	○不要です。
連帯保証人	<p>○原則として保証人は不要です。但し、申込者が 18 歳以上 20 歳未満（未成年者）の場合は、必ず親権者の内 1 名を連帯保証人とします。</p> <p>○（株）オリエントコーポレーションが必要と認めた場合</p>
手数料	<p>○ご融資の際、当 JA に対して次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>組合員：3,300 円、組合員外：5,500 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…無料です。</p>

	②一部繰上返済の場合…無料です。
必要書類	<p>(1) 本人確認書類（運転免許証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード等）</p> <p>(2) 所得を証明する書類 但し、融資金額 500 万円以下は原則不要とします。 給与所得者・・・源泉徴収票または住民決定通知書の写し 自営業者・・・納税証明書（1・2）または確定申告書（受付印のあるもの）の写し</p> <p>(3) 使途を証明する書類 新規：見積書・注文書または契約書等の写し 借換え：・残存期間および残高が確認できる書類の写し ・直近 6 ヶ月以内の返済実績が確認できる書類の写し</p>
特記事項	<p>○車両買い替え時、前車両の残債上乗せを認めるものとします。 但し、残債金額 30 万円を上限に、所要資金（融資金額）の 30%以内とします。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

